

コード	305010502
記入日	H21.6.10

事務事業途中評価表

課コード	110
課名	福祉長寿課
課長名	峯脇 泉
担当者	山下康延

作成年度	平成 21 年度
------	----------

評価対象事業名称	心身障害者見舞金支給事業費	事業種類	単年度繰返事業
		事業期間	平成 17 年度 ~ 平成 - 年度
総合計画の位置付け			
政策コード	3	政策名称	誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実
施策コード	305	施策名称	共に歩む障害者福祉の推進
基本事業コード	30501	基本事業名称	総合的な支援体制整備
事務事業コード	3050105	事務事業名称	心身障害者支援事業費
関連計画		法令・条例規則等	町心身障害者見舞金支給条例
財務会計の位置付け			
款コード	3	項コード	1
目コード	1	細目コード	

計画 (PLAN)		※単年度繰返事業については、全体欄を*****とする。						
対象: 誰、何を対象にしているのか			対象指標: 対象の大きさを表す指標					
(対象1) 障害者手帳所持者			(対象指標1) 1,835名					
(対象2) -			(対象指標2) -					
事業の概要: 具体的なやり方、手順、詳細を記入			活動指標: 事務事業の活動量を表す指標・達成率 (上段: 全体、下段: 評価年度)					
(全体)		(評価年度実績)	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)	
*****		【心身障害者見舞金支給】 重度の身体及び知的障害者に対して 条例に基づき、対象者へ交付する ため2回の審査を行った。	*****	*****	*****	審査回数2回÷審査 予定回数2回	*****	
			① 審査回数	2回	100%		平成20年度	
			(達成率分析)	予定どおり審査した。				
			*****	*****	*****	-	-	
			-	-	-	-	-	
			②	(達成率分析)	-			
目的: 何をしたいのか			成果指標: 目的の達成度を表す指標・達成率 (上段: 全体、下段: 評価年度)					
見舞金を支給することにより、重度身体障害者等の福祉向上に寄与する。			(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)	
			*****	*****	*****	受給者数583名÷給 付対象者数583名	*****	
			① 受給者数	583名	100.0%		平成20年度	
			(達成率分析)	条例上対象になりうる範囲は100%支給した。				
			-	-	-	-	-	
			-	-	-	-	-	
			②	(達成率分析)	-			

実施 (DO)		※単年度繰返事業については、評価終了した年度及び評価年度を記載し、その合計を全体計画欄に記載する。									
	単位	全体計画		平成19年度以前	平成20年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降
		計画	実績	実績	計画	実績	計画	計画	計画	計画	計画
活動指標	① 回数	4	4	2	2	2	-	-	-	-	-
	② -	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-
成果指標	① 人	2,393	2,393	1,810	583	583	-	-	-	-	-
	② -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総事業費C (A+B)		千円	49,745	49,745	40,996	8,749	8,749				
直接事業費 A		千円	46,945	46,945	38,896	8,049	8,049				
人件費 B		千円	2,800	2,800	2,100	700	700				
内訳	従事職員数	人	0.4	0.4	0.3	0.1	0.1				
	人件費単価	千円	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
Cの財源内訳	国補助金	千円									
	県補助金	千円	5,000	5,000	5,000						
	起債	千円									
	その他	千円									
一般財源		千円	44,745	44,745	35,996	8,749	8,749				

評価(CHECK) ※理由の欄は必ず記載すること。

妥当性	町が税金を投入して行う必要がありますか。	● ある ● ない	理由	見舞金といった趣旨であることから支給後の使途までの制限は何も無く、追跡調査も出来ない。生活費として捉えたと、重度障害者は障害年金や福祉医療、障害者控除等のメリットととれる点もあり、引き続き必要性の検討が必要である。
	時代情勢や環境の変化などを考慮しても、事業を行う必要がありますか。	● ある ● ない	理由	時代情勢の中に財政状況が含まれるとする場合においては町単独事業であり、事業実施については慎重に検討すべきである。
	事業の対象・目的は適切ですか。	● 適切 ● 不適切	理由	先に成立した障害者自立支援法においては3障害を対象としていることから、精神障害者に対する支給も検討すべきかと思われるが、全体的に費用対効果が極めて図りにくく、現状把握も難しい。
有効性	現在の事業の進め方が期待されるような成果をもたらしていますか。	● いる ● いない	理由	そもそも期待する効果とは何かといった点が不明瞭であり、成果を問うようなものなのかどうかも判断が極めてしにくい。
	成果を向上させる余地はありますか。	● ある ● ない	理由	成果向上は受給者側からすると額そのものであり、単独事業であるため額の増加は見込めない。
	事業を行わない場合の影響はありますか。	● ある ● ない	理由	数年支給を継続した結果受給者は「貰えるお金」という意味で定着している。その為、事業廃止による影響は少なからず発生するが、支給そのものの趣旨からすれば生活に支障を来たすことは考えづらい。
	類似事業との整理統合はできませんか。	● できる ● できない	理由	統合は出来ない。
効率性	直接事業費を削減することはできませんか。	できる ● できない	理由	事業費削減には条例改正が必要であり慎重に検討しつつ減額、場合によっては廃止の方向も含めて検討しなければならない。
	人件費を削減することはできませんか。	できる ● できない	理由	最小人員である為不可能である。
	受益者負担は適正ですか。	● はい ● いいえ	理由	受益者負担無し。

改善(ACTION)

改善策	1次評価	妥当性	障害年金、諸手当、税制上の優遇なども少なくない状況の中で、改めて見舞うという趣旨で支給することには少なからず疑問がある。加えて国県補助も無く町単独事業であることから、趣旨そのものの転換も含めて検討すべきものである。
		有効性	受給者においては少額でも受給できる者は有り難く、有効なものである。事業評価といった観点からすると喜ばれれば優れているとは必ずしもならず、費用に見合う効果があるかどうかが問題である。見舞うという趣旨からする有効性の判断は難しい。
		効率性	障害者に対する支援の充実を図りたいことから、事業を行っているが、支給後の使途までの限定は出来ない。以後は支給額等の再検討を行う必要がある。事務的には対象者の把握等に若干時間を要すものの、現状は軌道に乗り効率は良いと考える。
	2次評価	妥当性	長年の経緯から事業が実施されているが、障害者を取り巻く環境から事業の妥当性を検討していくこと。
		有効性	障害者の方の生活支援の施策として、また相互扶助の観点からの見舞金であるが、その有効性については今後とも検討していくこと
		効率性	支給に関しては、適正な審査のもとに執行していくこと。

住民等の意見	
町の対応	

今後の事業の方向性	1次	2次	3次		1次	2次	3次	
				このまま事業を継続				類似事業と整理統合
	●	●		事業内容を見直して事業を継続				事業の休止
				事業費を見直して事業を継続				事業の廃止

※3次評価については、住民等の意見があった場合にのみ、再公表するものとする。